

第43回長野県景観審議会議事録

日時：平成23年(2011年)1月25日(火)
午後2時から3時20分まで

場所：長野県庁議会増築棟3階 第2特別会議室

1 日時 平成23年(2011年)1月25日(火)午後2時から3時20分まで

2 場所 長野県庁議会増築棟3階 第2特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(五十音順 敬称略)

出澤 潔 一級建築士(社)長野県建築士会名誉会長

勝山 敏雄 一級建築士 前長野市景観審議会委員

木下 徳康 写真家 日本写真家協会会員

久米 えみ 一級建築士

小坂 保司 長野県広告美術塗装業協同組合常任相談役 (株)電弘代表取締役会長

小林 三郎 長野県町村会建設部会長 小谷村長

関 邦則 一級建築士 (社)長野県建築士会会長

芹澤 勤 長野県市長会建設部会長 小諸市長

益山代利子 松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 准教授

矢澤由美子 飯田地域温暖化対策地域協議会副会長

NPO法人緑の家学校飯田校会員

山下 大輔 旅館業(ペンション経営) 峰の原高原体験学習旅行協議会副会長

(2) 長野県

小林 典雄 建設部建築技監兼建築指導課長

丸山 良雄 建設部建築指導課 課長補佐兼景観係長

米山 武 建設部建築指導課景観係 担当係長

池田 尚 建設部建築指導課景観係 主査

塩野 靖生 建設部建築指導課景観係 技師

4 資料

(1) 屋外広告物条例の規定による規制地域の指定

資料 - 1 屋外広告物規制地域の指定(案)

資料 - 2 地元周知の経過について

資料 - 3 中部横断自動車道屋外広告物規制図(案)

資料 - 4 一般国道142号屋外広告物規制図(案)

資料 - 5 屋外広告物禁止地域・許可地域の指定(案)について

(2) 景観施策の現況等に関する資料

資料 - 6 景観育成住民協定の概要

資料 - 7 景観育成住民協定に関するアンケート調査結果報告書

資料 - 8 県内の景観行政団体の状況

以下議事要旨

(丸山課長補佐)

お待たせをいたしました。ただ今から、長野県景観審議会を開催いたします。

審議会の開会に当たりまして、小林建築技監から御挨拶を申し上げます。

(小林建築技監)

(挨拶 略)

(丸山課長補佐)

続きまして、本日の委員の皆様の出席の状況でございます。

本日、小松委員さん、藤井委員さんにおかれましては、都合により欠席です。勝山委員さんは、もうじきお越しになりますので、勝山委員さんを含めると11名の委員の皆様の出席をいただいております。過半数の出席が得られており、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

議事の進行につきましては、長野県景観条例第40条第1項の規定によりまして、出澤会長さんをお願いいたします。

(出澤会長)

長野県屋外広告物景観条例第5条第2項の規定によりまして、県知事から諮問がされております案件につきまして審議したいと思います。議事が円滑に進みますようお願いいたします。

最初に、本日の議事録署名委員についてですが、益山委員さんをお願いしたいと思います。勝山委員さんは、おみえになるということで、指名させていただきます。

議事の(1)ということで、「屋外広告物条例の規定による規制地域の指定について」を議題といたします。

諮問案件について説明してください。

(塩野技師)

<資料1から資料5までの説明>

(説明中に勝山委員が入室)

(出澤会長)

ご意見、ご質問はございますか。

(関委員)

資料3と4の図の2つを一緒にして描くような形にすると、資料3でいえば、一番下のところにだぶるということでしょうか。

(丸山課長補佐)

区域は別にしてありますけれど、規制されれば、だぶります。中部横断道の禁止地域と142号の禁止地域が重なってくるということになります。

(出澤会長)

分かりやすく説明すると、資料3の佐久南インターチェンジの左右の青い部分に、142号の禁止地域が重なる。スケールが違いますが、重なると思ったら分かりやすい。

(丸山課長補佐)

約1キロということですので、資料3の中部横断道の禁止地域とほぼ同じ幅で、142号の禁止地域がかかってくるというイメージで考えていただけたらと思います。

(出澤会長)

他に何かございますか。

では、特段のご質問、ご意見がないようですので、異存のない旨を答申してよいでしょうか。

(委員)

<一同賛成>

(出澤会長)

それでは、そのように答申したいと思います。

答申文につきましては会長に一任していただくということをお願いしたいと思います。

次に、議事の2に移ります。事務局から説明をお願いします。

(丸山課長補佐)

<資料6から参考資料まで説明>

(出澤会長)

「その他」ということで、景観住民協定、景観行政団体の状況ということで説明をいただきました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(小坂委員)

アンケートでは、対象地区の8割以上から回答があって、20%近いところが無回答です。これはどういうことで無回答なのか、分かる範囲でいいので教えていただきたいと思いません。

もう一つ、回答されたうちの約9割強で活動実態があることが分かったということは、後は活動実態が分からないということになってしまいますけれど、この辺も分かったら教えていただきたいと思いません。

(塩野技師)

報告書に調査期間が書いてありますが、1回目にアンケートを送り、7割位の回収率だったので、再依頼を行い、アンケートの回収率は81.5%になりました。

その他の地区の状況は、はっきりとは分かりませんが、アンケートが返しづらかったのか、ほとんど活動していない状況で回答できるような状態ではなかったのではないかと推測されます。

活動実態の点ですが、「平成19年から21年の間で活動を行いましたか」という質問をいたしまして、活動していないと回答したのが、1割弱の地区でした。協定自体は残っているけれども、活動自体はしていないということだと思います。

(小坂委員)

160以上の地区が協定を結んでおり、全国で断トツで、誇りうることだと思います。

だいぶ期間もたって、景観の問題についても、相当、浸透してきているということでしょうか、意識が非常に向上したということになるのでしょうか、そういうこともあって、「我々の協定地区は、なから目的を達成した」というようなことから無回答となっているのか、この辺が、関心が出るころだろうと思いません。

高齢になっているとか、いろいろな理由で活動が行き詰っているのでしょうか。これは、後継者がうまくできていないということになります。

簡単に言いかえると、3分の1は活動が薄れている状況。3割近いものがそういう状況だと思います。非常にご苦労いただいて、景観の意識を高められたということは、協定によって成果が上がった点だと思いますが、一方で、そういう実態も出ているということ

よく踏まえていただいて、今後、この問題についても多少改善していく、やり方を考えるとか、何か一工夫が必要ではないかと思います。

正直に言うと、特にリーダーが熱心だったのですね。リーダーが熱心であればあるほど、後が続かないということがあります。このアンケートをみますと高い活動率でしょうけれど、中に潜んでいる問題もあるなという感じがいたします。今後検討していただくことをお願いします。

(出澤会長)

景観住民協定を、長い間、取り組んできていますが、こうやって統計をみますと、委員さんのおっしゃるようなことが見受けられると感じます。

他に何かご質問、ご意見はございますか。

(関委員)

住民協定の数が伸び悩んでいるということですが、私は数字の問題ではなく、内容の質の問題だろうと思います。

資料の6、8を合わせてみると、景観行政団体の地域で、もっと住民協定が作れるように、何か支援するような動きがあると、もう少し住民主導の動きにつながっていくんじゃないかを見て取れるところもあります。活動が活発になったり低調になったりする波があるのは仕方がないだろうと思いますが、そういう辺りを支援することができるのとよいのではと思います。

(出澤会長)

貴重なご意見ありがとうございます。

他に何か質問、ご意見ございませんでしょうか。

(益山委員)

長野県はこれだけ住民の意識も高く、滋賀県を2位として協定の数も秀でていているということで、長野県の誇りであるし、今後とも、こういったことを観光にも大いに利用していくべきだと思います。

そういった中で、活動資金不足という問題が指摘されております。例えば、資料7の7ページの活動費の確保方法の中に、各市町村からの補助金、自治体の補助金に加えて県からの元気づくり支援金が1割程挙げられています。たまたま、私は、大北地区の選定委員を兼ねていますが、この支援金の中で、長野県の特徴である、景観に関しての住民の活動に積極的に支援するような、活動費を何らかの形で優先することができるのでしょうか。もし、そうできるのであれば、少なくとも、活動費に関しては何らかの補助が得られるのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

(丸山課長補佐)

住民協定の方が元気づくり支援金を活用している件数、金額は多くありませんが、元気づくり支援金の中に、景観とか環境という項目がございまして、いわゆる地区や他の任意の団体の方が、植栽、看板作りなどといった形で、結構使われています。

支援金を利用していただきたいということは、何かにつけてPR をしておりますが、元気づくり支援金は、地方事務所長の権限の中で行っておりますので、特に、景観の支援金枠を設けて是非お願いしたい、という形の要望は、今のところしておりません。そういうことができればよいと思うのですが、様々な要望が非常に多いということであり、現状では難しいと思っています。

(小坂委員)

サポーター制度は、現在はなくなっているのでしょうか。

(丸山課長補佐)

サポーターは、県の制度としては残っておりません。松本地区では、まだ景観サポーターという形で存続しておりますが、施策としての面では、残っておりません。

(小坂委員)

サポーター制度はほとんどボランティアの活動で、景観の意識を高めることになりました。

活動費用の問題も大事なことでしょうけれど、やはり、ボランティア精神のようなものも織り込んでいただいて、自主的・自発的に参加していただくという方法も検討しなければ、おそらく活動は行き詰まる。これからの課題の一つだと思いますけれど、いろんな工夫をしながら、自主的なボランティア精神を織り込みながら、活動していかないと長続きはしない。

もう一つ、活動を進めていくには、リーダーの後継が大事です。これがあまり思うようにいかないということが一つあるのが心配です。

もう一つ、地権者の相続がうまくいかない。お父さんは関心があったけれど、子どもさんは全く無関心だということになると、ますます、活動を維持するのは難しい。

そこで、問題点がいくつかありますから、この中から心配されることをピックアップしながら対応していただくことが大事ではないかと思えます。

関委員さんがおっしゃたように、住民協定は数でなく中身です。

規制ということで、住民協定になっていけばいいんだということとは違うと思えますので、十分配慮していただきたい。

(出澤会長)

ありがとうございました。

せっかくの機会ですから、若干まだ時間もございます。意義ある意見が出ていると思います。

(久米委員)

163件の住民協定の地区がありますが、その活動状況について、花植えや植栽が多くありますが、特徴だって珍しく違うことを活動しているような住民協定の地区があったら教えていただきたい。

(出澤会長)

事務局で何かつかんでいるのでしょうか。

(小林建築技監)

特色ということではありませんが、本来、住民協定というのは、植栽ばかりでなく、建物とか工作物に対して一定の建築ルールを作って住民自らが協定を守っていきましょう、ということです。ほとんどの協定では、建物とか広告物とか工作物について、一定の基準を定めているのがほとんどだと思います。ここに、植栽が抜き出ておりますけれど、そういう活動は付帯して行っていることであって、ほとんどは街づくりを、それぞれの地区で行っているというのが実情です。

(塩野技師)

特に特徴的な活動ということで補足させていただきます。アンケートの問2で、その他の活動ということで書かれていたことを3ページに抜粋してありますが、屋号灯・行灯の設置ということで、協定地区内の通り沿いの各家に屋号灯をそれぞれ設置するとか、温泉掛け流し施設の整備を行っているところもありました。

(関委員)

景観の維持とか景観の育成ということについては、その住民の幅広い意識の浸透が非常に重要であると思います。そういう中で、この住民協定の果たしていく役割というのは、かなり期待が持てるだろうと思っています。ただ、意識のあるリーダーになってくれる住民がそこにいれば、形になりやすいというのがありますが、全部がなかなかそうはいかない。自主的、自発的に集団ができて、協定ができてくるのをただ待っているだけでは難しい気がします。

景観行政団体との関連みたいなことを申し上げたんですが、建築士会では景観整備機構という組織付けをもってまして、景観行政団体から指定を受けて活動する体制を整えています。今年度は、中部横断道の沿道の植樹を補助金をいただきながら取り組みましたし、その準備段階として、学校でカリキュラムの中で子どもたちが景観の勉強をする時間をとっていただいたりしました。また、安曇野でも、自分たちの住んでいる周辺の地域の景観

の勉強をするということで、景観教育の取り組みが実現しました。これとは別に、景観の写真のコンテストということ企画いたしました。非常に総論的な仕掛けの中での活動ということで、一つ一つの件が続いていくようなことには至っていないのですが、景観行政団体と住民の中間にたつようなスタンスで、機構の活動が位置づけられていけば、何か成果があるのかという気がしています。

(出澤会長)

ありがとうございます。せっかくの機会ですので、行政側から、小諸市長さん。

(芹澤委員)

小諸市も景観行政団体の指定となったということで取り組んでいるところです。実際、指定をした段階では、張り切っているというか、意識が大変高揚しているから続きます。

植栽の問題を例にあげますと、熱心な人がいて、その人がやっているうちはいいのですが、結局は後継者不足。後につながらないのです。ほとんどの団体が後継者不足で、高齢化している。その次の世代に伝わっていない。これが一番の問題でないか。一番先は熱心でいいのだが、それを継続する難しさ。これが、いろんなところで最大の障害になっているのではないか。

関委員さんのお話にありましたように、子どもたちに、小さいときから景観とか、環境とかを重点に教えるのが、長い目でみると一番いいかなという思いがしています。

市でも、補助金制度とか意識啓発を図ったりして、その当座はいいのですが、続かないです。その辺を、教育を通して、という部分が大事かなという思いをもっています。

あまり熱心に市が一生懸命になってもだめ。民間なりボランティアがしっかりしないと続かないです。その辺をご理解いただければありがたいと思います。

(小林委員)

小谷村では、景観行政団体の指定はないですが、道路関係で、アダプト協定がありまして、住民の皆さんが自主的に道路の景観育成として、スイセンを植えたりしています。これも高齢化してきていまして、小坂委員さんの話ではないですが、代表者の方がいなくなると後継者がちょっと心配ということがあります。

(出澤会長)

ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

(小坂委員)

協定が無くてもしっかり取り組んでいらっしゃるところは、たくさんございます。アンケートの2ページに、しっかり結果が出ていると思います。

確かに、建築物、工作物をどうするかということで住民協定がスタートしたのでしょう

けれど、ずいぶん意識が変わってきているのではないのでしょうか。公園とか花壇とか、そちらに意識が移ってきています。住民協定の中で、80%を超える地区がそれをしているのです。

沿道を美しくしようとか、そちらのほうに意識が変わって、これは景観の問題から意識が変わってきたということも言えるのではないかと。そういう意味では、住民協定は大変な成果があったとなるわけです。

それは、広告物にも建築物にも波及していく。みんなが意識をもって、街をきれにするとか、花壇をきれいにして、和やかな気持ちで迎えようとか、いろんなことに通じてくる。これが、最終的には観光県長野の一つの形になるのではないかと思います。

植栽とか花壇とかゴミ拾いとか、こういう意識が高いのはよいことではないのでしょうか。こういったことは子どもも大人も皆一緒にできることですから、こういうことを大事にして、さらに進めていただけるよう配慮していただければ、よろしくお願いします。

(出澤会長)

ありがとうございました。

ほかにご意見ありますでしょうか。

(木下委員)

景観では、一般の人たちの意識レベルが非常に気になります。それが上がっていけば全てもよくなっていくという気がしています。

南信の方で、大鹿村と中川村が日本で最も美しい村連合に入っております。2村で写真集を作り、私の写真もこの中に何点か使われています。

この中で、花桃という題のページがありますが、ここ、4トントラックに落ち葉を積み込んでいます。大鹿の人です。はじめは、地区の掃除の日かと思いましたが、聞いてみたら、実はこの道路の上が自分の山なのだそうです。今日、これが、4トン車で4杯目だといっていますから、延々とやっているわけです。近くに、花桃がどうのと書いてある看板があるので、聞いてみたら、すごい広いところ、写真では分かりにくいですけど、すごい花桃があって、自分が20年前から植えているというのです。自分が植えているだけではなくて、地区の人たちに呼びかけてみんなで植えようといっていることがある。

あるいは、84歳のおばあさんで、南天をつくっているのですけれど、ちなみに飯田・下伊那は日本で2番目の南天の産地。1位が郡上八幡ですけど、その中で84歳のおばあちゃんの生産量が、断然トップなのです。大鹿のおばあちゃんです。そのおばあちゃんが、それをつくりながら、5キロメートル下っていったところの自分の畑にサルビアを植えているのです。誰に頼まれたわけではなく、日陰になっていて、どのみち作物がうまく育たないから、みんなに見てもらえればいいといって、毎年、植えているのです。非常にあったかい感じがして、いいなと思っています。

美しい村連合は、入ってくださいといって向こうから頼まれる訳ではなく、「入る」とい

って手を挙げるのが先です。これを個人レベルで考えてみると、例えば、「私はカッコいいだろう」といって手を挙げにくいではないですか。しかし、村単位で、うちは美しいと言い切ってしまうのは、すごさがあると思います。この連合とは別にしても、そうやって、「うちの住んでいるところは美しいんだ」と言い切れる強さが、長野県全体で、私たちが持てたら素晴らしいのではないかと考えています。

(出澤会長)

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

(丸山課長補佐)

先ほどの元気づくり支援金の21年度の採択状況ということですが、全体で9億1千万ほど採択されています。そのうち一番採択が多いのは、産業振興、雇用拡大ということで、242事業の3億5,600万円ほどです。その次に、環境保全と景観形成という項目がございまして、それが144事業の1億6千万となっています。これは環境保全と環境形成ということですので、こちらの方で景観と環境に区分けしましたところ、景観関係で、なから半分位の74事業で約7,700万円ほど補助を受けています。植栽、案内看板、コンテストなどをピックアップしたところ、21年度はそのような状況でした。

(出澤会長)

どうも、ありがとうございました。

ご意見は、出尽くしたようでしょうか。

大変有意義なご意見をたくさんいただきました。なかなか景観という問題は、経済行為の中で、生活の中で難しい部分があります。長野県の景観行政、景観活動は前に進んでいるというふうに私自身思っていますし、また、皆様のお力もあると思っておりますが、先ほどからたくさんのご意見がありましたように、やはり、後継者の問題が一番の問題のように思います。一層、皆さんの力をいただきながら、また、行政の指導をいただきながら長野県が、ますます景観県として、景観を誇れる県になればありがたいと思います。

先ほど、横のつながりということで、住民協定について、全体的なイベントというお話があったと思いますが、具体的になっているのでしょうか。

3年ほど前に、伊那で、フォーラムや表彰を行いました。そのようなことを継続的に行うことによって意識が向上していくような気もしますので、予算のある範囲で開催していただくとありがたいと思います。

今日は、大変意義あるご意見をいただいたので、これは県のほうで取り込んでいただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで審議会は終了します。